No.315 2023/8/1

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

外国の会社に対してオンラインで行ったコンサルティング報酬

Q 弊社は外国の会社に対してコンサルティングを行っておりますが、今回はオンラインをつかったウエブ会議でアドバイスをして報酬を頂きました。この場合、非居住者に対する役務の提供として、消費税は輸出免税となるのでしょうか？

解説

本取引は**電気通信利用役務の提供**に該当するもので、国外取引に該当し、輸出免税取引の適用はありません。

1. オンラインによるコンサルティングの提供

オンラインによる外国法人への役務の提供は、電気通信回線（＝インターネット回線）を介して行われるコンサルティング業務に係る役務の提供であり、**電気通信利用役務の提供**に該当します。

2. 国内取引の判定

電気通信利用役務の提供に係る内外判定は、役務の提供を受ける者が法人の場合には、**役務の提供を受ける者の本店または主たる事務所の所在地が国内にあるか否かで判定**します。今回の場合は外国の法人なので本店が外国にあるとすれば、国外取引に該当します。

【消費税の課税関係】

役務の提供者	役務を受ける者	内外判定	課税関係
国内	国外	国外取引	不課税
国外	国内	国内取引	課税
国内	国内	国内取引	課税

3. 消費税の課税関係

外国法人に対して行ったウエブ会議によるコンサルティング報酬は国外取引に該当するため、国内取引が適用対象の前提となる**輸出免税の規定は適用されません**。

要するに…

電気通信利用役務の提供とはインターネット回線を介して行われる電子書籍や音楽、ソフトウエア等の配信のほか、ネット広告の配信やクラウドサービスの提供、さらには電話や電子メールなどを通じたコンサルティングが該当します。我々の業務にすでに広く浸透していますので、気を付けましょう。